

平成21年第5回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 11月24日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第78号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
○議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ て	7
○議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について	7
○議案第81号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につ いて	7
○議案第82号 損害賠償の額の決定について	12
○発議第2号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について	22
○町長あいさつ	22
○閉会の宣告	23
閉 会 (午前10時23分)	23

板倉町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第5回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成21年11月24日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 3) 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
 - 4) 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
 - 5) 損害賠償の額の決定について
 - 6) ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第5回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年11月24日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第78号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 4 議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
日程第 6 議案第81号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第82号 損害賠償の額の決定について
日程第 8 発議第 2号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について
-

○出席議員（14名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	荻野 美友 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	塩田 俊一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗原 実 君
教 育 長	鈴木 実 君
総 務 課 長	小野田 吉一 君
企画財政課長	中 里 重義 君
戸籍税務課長	長谷川 健一 君
環境水道課長	鈴木 渡 君
福 祉 課 長	北山 俊光 君
健康介護課長	荒井 英世 君
産業振興課長	田 口 茂 君
都市建設課長	小野田 国雄 君

会計管理者	荒	井	利	和	君
教育委員会 教務局長	小	菅	正	美	君
農業委員会 農務局長	田	口		茂	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗	原	光	実
庶務議事係長	石	川	英	之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根	岸	光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第94号をもって招集されました平成21年第5回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。このところ寒さを深く感じる日が続いておるわけでございますが、議員各位、皆様方にはご健勝にてお過ごしのことと推察をするところでございます。また、今日は板倉町議会第5回臨時会開催に当たりまして、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、お礼を申し上げるところであります。

さて、私も町長として行政を任されましてからちょうど1年が過ぎたところでございまして、これまで皆様方のご協力で今日まで来られましたことにつきましても、心からお礼を申し上げたいと思っております。また、私のマニフェストに掲げる約束をどれだけ取り組めたのかと申しますと、大ざっぱに区分けをしますと既に実行したもの、また現在実行中のもの、そして検討中のもの、またまだこれからというものもあるわけでございます。先週の土曜日から始まった地区別行政懇談会におきましても、代表区長会議での要望でその辺の状況もあいさつかたがた述べよということもありましたので、そういった形をとらせていることは既にご承知のとおりでございます。

ただいま来年度予算の編成作業を実施しておりますが、ご承知のように国では事業仕分けを公開で実施しておりますので、この中で廃止や削減といったものが果たしてどれだけ板倉町に影響があるのか検証しなければならないと思っております。今日から事業仕分けの後半戦に入るようでございますので、さらに注目をしたいというふうに考えております。また、そういったことを踏まえ、各課への指示は既に出している状況でございます。

国も大幅な税収減は必至の状況でございまして、まして雇用情勢は一向に上昇せず、悪戦苦闘が続いておるわけでございまして、来年度の予算編成が国がどのようになるのか、そしてそれが地方財政計画にどう影響してくるのか心配されることでございます。町としましても同様でございまして、限りある財源をどこに優先して配分するか、ある程度固まりましたら議会にも相談をさせていただくという形になるわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、新型インフルエンザ関係では、10月初旬の中学校3年生の発症から始まりまして、悪天候での中止はあってもインフルエンザで体育祭が中止になったということも初めてでございますし、非常に貴重な経験もあったわけでございますが、その後、西、東、北、南とインフルエンザの発症は一巡をいたしまして、今現在はさらにまた西小と中学校で再度感染者が多く出ている状況でございまして、学級閉鎖あるいは学年閉

鎖の措置をとっているところでございます。

幸いにも重症者は出ていないということで救われている感じもするわけですが、こういった状況がただら続くとしたら各学校での学習時間不足による問題、また修学、いわゆる学校の1年間の計画を100%実行できるかどうかという面にも心配が出てくるわけですが、ある程度落ちついた段階で県教育委員会を初め、また先生方の負担もさらに増えてくるというようなことも考えられますので、何らかの教育委員会からの指導あるいは町教委としての独自の取り組みが必要になってくるかもしれないというふうにも考えておまして、またその段階で検討をしたいと思っておりますので、これも議員皆様のご意見等も拝聴しながらということになるかと思っております。

今回の臨時会につきましては、上程案件は国の人事案件からの官民給与の格差、あるいは住居手当の廃止、それから期末・勤勉手当の引き下げなどの勧告があったことを受けましてのこれに倣う条例改正の内容でございます。議案第78号から82号まで提案させていただきますので、慎重なるご審議をいただき、決定賜りますようお願いを申し上げます、冒頭のごあいさつとさせていただきます。大変ご苦勞さまでございます。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました町長からの議案は5件であります。さらに、議員発議1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

12番 青木佳一君

13番 川田安司君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、11月18日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、11月18日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は議案第78号から議案第82号について提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、発議第2号について審議決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたしました。

○議案第78号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

議案第81号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第78号から日程第6、議案第81号までの4件は、人事院給与勧告に伴う条例の一部改正であり、関連がありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号から第81号まで、第78号については板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について、同79号については議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、同80号につきましては町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、同81号については教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。以上4件は関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第78号から第81号につきましては、本年8月11日、人事院から国会及び内閣に対し国家公務員の一般職の給与について官民給与の格差0.22%を埋めるために若年層を除いた俸給月額引き下げと新築・購入後5年に限り支給される住居手当の廃止、期末・勤勉手当については、民間支給割合に見合うよう、6月期において凍結した0.2カ月分と合わせた年間0.35月分を引き下げとした内容の勧告がなされ、閣議決定されたことに伴い、本町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものでございます。

なお、詳細につきましては、資料に基づき担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第78号から議案81号につきましてご説明をさせていただきます。

ただいま町長から提案理由で申し上げましたように、人事院の給与勧告を受けましての給与条例の改正でございます。内容を要約させていただきますと、民間給与との格差に基づく給与改定で、若年層を除く俸給月額を0.2%引き下げます。

次に、期末・勤勉手当を年0.35月分を引き下げます。既に6月で0.2月分を引き下げておりますので、12月は0.15月分を引き下げます。また、住宅を新築または購入後5年に限り支給していた月額2,500円の住居手当を廃止します。そして、今年度の6月と12月の支給月の割合を平成22年度以降の支給月の割合が特定幹部職員の調整がございましたので、その改正を行うというものです。そして、議員の皆様報酬、そして町長、副町長及び教育長の給与におきましては、期末手当の支給率を12月期に0.15引き下げ、来年度以降の6月期の支給率を0.2月引き下げるという改正を行うものです。

それでは、内容につきまして、少し長くなりますけれども、説明をさせていただきます。それから、議案書では条文の改正の部分のみ記述してございますので、非常にわかりづらいかと思ひまして、参考に新旧対照表を資料として配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに議案第78号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について説明させていただきます。今回の改正では、第1条で住居手当、期末・勤勉手当及び給料表を、第2条ではさらに期末・勤勉手当を一部改正し、第3条で平成18年の改正条例の附則を一部改正し、附則で施行期日等を決定するものがございます。

まず、第1条でございますが、板倉町職員の給与に関する条例の第11条の4に規定する職員が新築・購入してから5年に限り支給される住居手当の2,500円を廃止する内容でございます。

次に、第20条第2項に規定する再任用職員以外の職員における12月期の期末手当の支給率を一般職については100分の160を100分の150に、特定幹部職員につきましては100分の140を100分の125に改めるものがございます。

また、同条第3項に規定する再任用職員の一般職に係る12月期における期末手当の支給率を100分の85を100分の80に、100分の75を100分の70に改めるものがございます。

さらに、第21条第2項第1号に規定する再任用職員以外の職員における12月期の勤勉手当を一般職について100分の75を100分の70に改めるものです。これによりまして、12月期における期末・勤勉手当を再任用職員以外の職員については0.15月分、再任用職員については0.05月分引き下げることになります。また、あわせて給料表について別表のとおり改め、若年層を除いて給料月額を引き下げます。なお、除かれる若年層の範囲でございますが、7ページの表に掲げる職務の級及び号給の職員となります。

次に、第2条についてでございますけれども、第1条と同様に期末手当及び勤勉手当の関係となりますが、年額で引き下げる0.35月分を6月期と12月期とにそれぞれ振り分けるというものです。その内容といたしまして、期末手当から説明しますと、再任用職員以外の職員の6月期における一般職については100分の140を100分の125に、特定幹部職員については100分の120を100分の105に引き下げます。なお、特

定幹部職員の12月につきましては100分の120を100分の130に改める内容となっておりますが、この12月期における支給率については、さきに第1条において暫定的に100分の140から100分の125に引き下げてしまっていたため、実質的には現行と比較すると0.1月分の引き下げとなっているものです。

また、同条第3項では、再任用職員の6月期における一般職について100分の75を100分の65に、12月期については100分の80を100分の85に、特定幹部職員における6月期については100分の65を100分の55に引き下げるものでございます。12月期につきましては100分の70を100分の75に改める内容となっておりますが、先ほどと同様にこの12月期における支給率については第1条において暫定的に100分の75を100分の70に引き下げているため、現行の引き下げられる支給率に合わせるというものでございます。

次に、第21条第2項第1号についてですけれども、再任用職員以外の職員における勤勉手当を6月期及び12月期の特定幹部職員について100分の95を100分の90に改めるものでございます。また、同項第2号では、再任用職員の12月期における勤勉手当を一般職については100分の40を100分の35に、特定幹部職員については100分の50を100分に45に改めるものでございます。

次に、第3条についてでございますが、平成18年の改正条例の附則を一部改正するもので、給与構造改革の俸給水準の引き下げに伴う経過措置の算定基礎となる額について、給料月額を0.24%引き下げる内容でございます。

附則といたしましては、施行期日等ですが、附則第1条では平成21年12月1日から施行することとし、第2条の改正規定については平成22年4月1日から施行するというものです。

附則第2条については、第1項で平成21年12月期に支給する期末手当の特例措置について規定しています。その内容といたしましては、4月から11月までに支給した給与及び6月期に支給した期末勤勉手当から調整額を減じて支給するというものであり、調整率については100分の0.24となるものでございます。また、同条第2項については、4月1日から12月1日までの間に新たに職員となった者についての読みかえ規定となるものでございます。なお、本条の適用にあつては、先ほどの説明にもありましたように若年層については除かれるものとなります。

第3条については、条例の施行に関して必要な事項を規則に委任するという内容です。

以上、雑駁であります。議案第78号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

第1条は、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条第2項に規定する12月期における期末手当の支給率を100分の230を100分の220に改めるものでございます。

第2条は、第5条第2項に規定する6月期における期末手当の支給率を100分の215を100分の195に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成21年12月1日から施行することとし、第2条については平成22年4月1日から施行するものでございます。

議案第79号については以上でございます。

次に、議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第1条は、町長、副町長の諸給与条例の第4条第1項に規定する12月期における期末手当の支給率を100分

の235を100分の220に改めるものです。

第2条は、第4条第1項に規定する6月期における期末手当の支給率を100分の215を100分の195に改めるというものでございます。

附則としまして、この条例は平成21年12月1日から施行し、第2条の規定につきましては平成22年4月1日から施行するといった内容のものでございます。

以上が議案第80号の説明となります。

続いて、議案第81号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、第1条は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の第4条第1項に規定する12月期における期末手当の支給率を100分の235を100分の220に改めるものでございます。

第2条は、第4条第1項に規定する6月期における期末手当の支給率を100分の215を100分の195に改めるという内容のものでございます。

附則としまして、この条例は平成21年12月1日から施行し、第2条の規定につきましては平成22年4月1日から施行するといった内容のものでございます。

以上、一括説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第3、議案第78号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 勉強不足で、参考までに若年層とは何歳までのことを規定しているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 若年層といいましても、年齢ではなくて給与表の1級から3級までの職員ということになっております。

「低所得者か」と言う人あり]

○総務課長（小野田吉一君） まあそういうことですね。

○議長（塩田俊一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第78号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第79号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第79号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第80号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第81号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議案第82号 損害賠償の額の決定について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第82号 損害賠償の額の決定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 提案理由を申し上げます。議案第82号 損害賠償の額の決定についてということでございます。

本案につきましては、平成20年9月24日に発生した損害賠償事故に関しまして損害賠償の額を7万1,623円に定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づきお諮りするものでございます。

事故の概要につきましては記載のとおりとなっておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、担当課長の説明はございませんので、含んでお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山徳司です。私は「損害賠償」という言葉にこだわりまして、救済措置というのに対してはやぶさかではないのですけれども、この損害賠償という言葉は相手に故意にあるいは作為的に損害を与えた場合の用語として私の頭の中では承っております。町の条例が昭和22年の67号とかということでもありますけれども、以前もこの問題が損害賠償という言葉聞いたのは、何か子供が誤って学校で実験用の石けんを食べてしまったと、そのようないきさつで損害賠償という形の中で、これは弁護士が多分仲立ちしたと思うのですけれども、それで金額が決まったというのは承っております。今回の場合は管理者が町であるということで、町道だということでたまたま損害賠償行為になったということになっていると私は思っております。では果たして町の管理道路の責任に対する措置というのはどうなっているのかということを含めまして、損害賠償をするということは皆様の税金をその人に償うという形で町の予算に対する損害を補うわけでありますので、その管理者としての姿勢というのをどのように認識しているのか、私は伺っておきたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの石山議員の質問するところはわからないわけではありませんが、結果的に、救済措置であろうが賠償という名称のもとに支出をしようが、町の予算から支出することは間違いのないところでございます。

あと、いわゆる言葉の問題でございますが、こういった事例については法的には「損害賠償」という、自治体にとってはそういったものに該当するというような範囲内だと受けとめております。「救済」という言葉は使えないということだろうと思っておりますが、事務担当がどういう見解を示すか、かわって答弁をさせます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 救済にも値するのですけれども、保険という形の中で、まして賠償額を決定する場合には保険会社との協議もありますし、町の過失分、先ほど言われた道路管理上の町の過失分が、では今回は何%だよねという、そういう協議があって、けがをされた方のところに町の保険のほうで出せる範囲はここなんですよという協議をして示談に至っているわけです。示談に至った経緯を踏まえて損害賠償額というものを議会で議決をいただかないと支払えないというスケジュールになっていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） では、だめ押しですけれども、あくまでもこれは町道すべてに対してはそういう損害賠償に対する制度上の中におさまっているという認識でこれを進めているということでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 今回のこの保険は、公共施設の中での例えば海洋センターで実施しているいろんなスポーツの大会のけが、あるいは町民体育祭でのけが、走って転んでのけがとか、そういったトータルの保険なのです。また、それとは別にスポーツ保険等で対応しているものもございます。それはそちらで対応されるところには出てきませんが、町全体のいろんなイベントの中でけがをされた方がどうしてもこの部分は町に責任があるんじゃないという投げかけがあって初めて交渉したり示談に至るといった経緯がありますので、それが全くこちらに投げかけがないとそのまま終わってしまうというのもございますので。

ただ、けがをされた方がやはり医療費を相当お支払いになっているということでもありますね。その中でこれは全部こっち負担でいいんですか、この部分については町が幾らか負担していただけないんですかという部分についての全体的な保険に入っていますので、今議員がおっしゃるように、件数はこれからはもしかすると多くなってくるかもしれませんが、こういうのが何回も何回も出てきますとですね。それまではスポーツ保険とかそういったもので対応しておったのですけれども、町道に関しての、例えば管理上ちょっとそこに穴があってバイクで転んでというのはかつてはありましたですね。何回かあったと思います。管理上、そうすると過失が相当大きくなるわけですね、穴があいていたということになると。今回は道路がぬれていた。ぬらしていた方の過失もありますし、町の過失が今回は0.05なのです。非常に過失分が少ないのです。ところが、そこに穴があいていたとしたら過失は相当大きくなると思うのです。その辺の度合いがありますので、相手方からそういった投げかけがないと、これもちょっとこちらわからない部分があるのですけれども、全体的でやはりそういった事件が起きたときには対応するための保険ですので、これには税金が投入

されてということになりますので、その辺ご理解いただければというふうに思いますけれども。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木ですけれども、今回のこの事件については、前回の議員協議会で大体経緯は説明を受けたので大体概要はわかっているのですが、この事例のことは結構なのですけれども、一般論として行政がかかわるといことは公平性とか平等性の確保というのが非常に大切なわけですから、ではこういうふうに、このケースのような事例の場合に申し立て、苦情というか、苦情と違うのですけれども、町側がこの問題を持ちかけてきた人には対応して……いっぱいいると思うのです、同じようなケースの人が。何もしない人には何も対応しないと。やっぱり公平性という観点から見ると非常に問題なので、過去にはいろんな例があるかと思うのです。基準を明確にしておく必要があると思うのです、ある程度。アバウトでもいいから、こういうことにはこういうふうに対応するか、言ってみればどういうふうに責任をとるか、行政責任なんていうのは切りがないもので、さっき言った道路全般、特にこれからいろいろな、今までもあるのでしようけれども、特に学校なんかの教育施設でいろいろな事件が起きますと、変な言い方がりみたいなことから問題になってくるケースもあるわけです。その辺の公平性ということを非常に求められると思うので、その基準をつくっておかないと、今回は金額も少ないし、保険から出るから町の負担はないからというふうに安易に対応すると、これから日本もアメリカみたいに訴訟社会といいますか、そういうふうに発展していく可能性があるわけですね。

テレビなんか見ても最近、浜田卓二郎法律事務所だとか何だとかなんていうのがやたら宣伝して、国民全体に何か問題があったら簡単に受け付けますから持ってきてください、持ってきてくださいと言ってすごいですよね、今、テレビのコマーシャル、雑誌、新聞、電車なんか乗ったって何とか法律相談というのが。というのは、知っていると思うのですが、弁護士の数が増えているわけです。ついこの間までは500人だったのです、司法試験というのは。今2,300人ぐらい合格して3,000人になるのです、毎年。弁護士なんていうのは受かったって職がなく300万だって雇ってもらえないといって騒いでいる時代ですから、これからそういう人たちが増えてくると仕事を求めてやたらああいうテレビで宣伝しているような……浜田卓二郎事務所なんて知っていますか。あの人は元国会議員だよ。大蔵省の出身でね。そうそう、奥さんも有名な女優というか、人なのですけれども、ああいう人が何であんなことをやっているのかなと思うのですけれども。

そういうこともあるから、これが前例として、これは余りいい例ではないと思うので、こういうことは今後慎重に、いかに平等にするかということを経験をつかって対応するように慎重に取り扱っていくように今後していただいたほうがいいと思うのです。これからこういう住民というか、国民全体が知識を持ってきたというか、情報がまたいろいろはらんしていますので、こういう事例、特に学校なんかではいろいろ切りがない話で、何かよく聞きますね、漫画みたいな話、アメリカあたりでは。ドアにガラスがあったからぶつかったからけがしたのだ、なければけがしなかったのだと。ドアがあったからぶつかったのだとか、階段があったから、段差があったから転んだのだとか、そういったことをつけたら町じゅうをバリアフリーにしてどうのこうのと言われると、これはもう切りのない話ですから、その辺のことも含めてどうですか。教育長と町長、その辺のことを答弁願いたいのですけれども。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的には青木議員さんの言うことがもっともだと思っております、8割方同感のような感じがいたします。では残りの2割がどうかといいますと、いわゆる基準を明確にすることで、むしろ申し立てを喚起するようなことも当然あり得るということで、あくまでその事案に対して当事者が判断をし、それを適切に処理していくことのほうが総体的には今の方向性が保てるのかなという感じもいたしません。

また、それではその基準をつくる。例えば穴があいていたについては町の過失負担の2割、3割、あるいはこれについてはということをご想定をいたしましたときに、当然今度は該当するから、いわゆる公平性の面ではそれでよろしいかとも思うのですが、総合的には圧倒的に今度は申し立てをする正当性を付与するということが、公平性には欠けるかもしれませんが、私は人柄とか常識とか、そういったものを踏まえ、申し立てでよろしいのではないかと。総合的にはそのほうが町として、当面今のアメリカ的な状況に、アメリカより何年おくらせているかわかりませんが、そうなるような感じももちろんいたしますが、当面基準を設けるというところまで踏み込まなくてもよろしいのではないかと。また、それが総合的には支出の減につながっていくのではないかとというような、ちょっとそんな2割ぐらいの感じもいたしますが、総論的にはおっしゃることはもっともだと思っております。今回の件については、ちょっと職員サイド、役場サイドが過敏な反応をしたことによってこういった事例まで発展をしたということと、その相手が多少の特殊性のある方も含めてというような話も遠回しには伺っているということも含め、こういった経緯になったものと承知をしております。

○議長（塩田俊一君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 学校につきましては学校保険がありますので、学校保険の範囲で払えるものは払っている。けが等、災害ですか、階段から落ちた、体育の授業でけがしたというのはそんな対応をしているわけです。それを超えた部分につきましては、こちらでこの場合はこうですよということを公表すること自体が大変なあれになるかなという感じがしますので、やはりそのときそのときの対応で考えていく。こちらはある程度の基準はもちろん持っていなければならないかなと思います。公表することで逆にいろんな問題が出てくる感じもあるのかなというふうに思います。そのときそのときの対応で、ほとんど学校に関しましては大体月に何件かは出ています。けが等ですね。ただ、それを超える部分につきましてはそのときそのときの対応かなと考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 基準というのを明確にというのは、文章化しろとかつくって公表しろとかと、そういう意味ではなくて、内部でそういう統一した受け付ける対応する大まかな目安みたいなものをつくっておいたほうが良いと思うのです。でないと、個別対応すると、言ってみれば横車を押すやつとか、そういう言い方がかりを言うてくる人には、強い人には弱いとか、黙っている人には強く。大多数の人が静かな人たちなので、九十何%の人は。そういうことを申し立てたり言うてくる人というのは本当に何%とか、非常に珍しいケースの人が多と思うので、そういう個別対応して、その人が得するような、言った人が得す

るようなのはまずいのではないかと。だから、そういうのに注意して対応しないと公平性を欠くということで注意していただきたいということで、何も「こういう場合にはこういうことをしますから皆さん申し出てください」というような、そんなことはあえてする必要はないと思うので、できるだけ公平性という観点からそういうのを申し立ててくる人は大体まれな人というか、そういう人が多いだろうと。道路でだけがしている人なんていっぱいいると思いますよ。転んだりぶつかったり、それを何かの原因に求めれば、道路の管理者とか道路に言いがかりつけばできますよ、これは。どこでも何でもできる、何か原因を探して言いがかりつけばね。

ですから、そういうことに基準をつくるというのは、基準というのは注意しろということも基準ですので、今後私は増えてくるのではないかとあって、1つの例が今後大きな、例えばこの人が、体験者が経験者としてだれかほかの人に教えるとそれがネズミ算的に増えていく。「おれはこうしてこうしたよ。おまえもこういうふうにしたほうがいいよ」とかとアドバイスをする。そういうふうにしてこれが波及していくと問題だから、余り安易に対応しないほうがいいのではないかというふうに私は言っているので、基準というのはそういう意味の基準なので誤解しないでいただきたいと思うのです。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 全くそのとおりであろうと思いますが、ただ申し立ても悪意の申し立てか善意の申し立てか常識的か、それも判断をしないとならないということで、申し立てがあった時点については法的にどうかということをごいっただけの場合は検討しなくてはならないということで、今回例えば保険会社に相談をしたとか、そういう経緯であろうと思います。こちらからこの人は顔を見て言葉が大きいから悪意とか当然の権利を要求しているのかということの素人の立場でございますから法的にはということで、ただ慎重な対応が求められるということは青木議員さんの言うとおりのことだと思いますので、こういった点についても担当部署については慎重に対応せよという形でご理解をいただければありがたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。ただいまの話をいろいろ伺っておりまして、この被害者の方に対しての対応は町の職員がしていただけなのでしょうか。やはり町の職員ですと被害者の人との多少なりとの面識というか、職員の皆さんは板倉町のいずれかにお住まいの方もたくさんおりますので、そうするとこれが、まだはっきりはしませんけれども、成立した場合はいいですけども、これが成立しなかった場合、だから町側と被害者の方だけですと職員がある程度恨まれるというか、「全く、言ったのに補償しなかった」とか、そういったことになるので、これは職員の人だけが被害者の人と対応していると、ある程度丁寧に向いてしまうのかなという面もあるわけですね。ですから、そういう場合は保険会社の方に立ち会ってもらったりとか、または弁護士ですか、弁護士は法律相談だけに対して板倉町でお願いをしているだけではないと思うのです、顧問弁護士の場合は。そういった場合、これが小さいからいいのではないかなということではなくて、やはり専門家の人が被害者の人と対等に話し合っ、法律ではこれこれこうなんですよということもお話をしていくということも大事なかなと思うのです。その辺のお話し合いというのもした中で

の理解でないと、今までのような皆さんがおっしゃっているような、そういうことにだんだん、だんだん拡大していった場合、本当に大変ではないのかなというふうに思います。そういうことで、できましたらそういう専門の方のきちっとした対応というのも今後大事ではないかなというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘のような対応をとった結果としての補償額が、賠償責任が町にあったということ。保険会社の担当部署が細部にわたって現況を分析し、法にのっとって処理をした結果ということでございますので、そういう意味での正当性というか、向こう様の正当性があったということ。法的あるいは第三者的、あるいはプロの立場から認定をした結果の額が7万何がしということだろうと思っておりますので、町と当事者だけで決めたものではございません。ご理解をいただきたい。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それはわかります、お話を聞いておまして。ただ、それでは弁護士とか保険会社とは電話で相談ではなくて、きちっとしていただいて町側と弁護士と保険会社が立ち会って被害者の方とお話し合った結果がこういうことになったわけですね。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ケースによって電話で済む場合もあるかもしれませんが、それは法律の専門家が保険会社にはいるわけでございますし、その細部については後ほど、担当者が来たかどうかとかですね。でも、法的な手順を経て結果として出したということで認識をしております。具体的にはどうだったのか。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 保険会社の弁護士さんとももちろん相談してはいますが、こちらに保険会社の弁護士さんが、では被害者と会って協議をしているかということ、そういうことはございません。そういったアドバイスを受けながら、町の職員と、それと今回は水を垂れ流した地権者も一緒にその被害者のところへ行って示談まで交渉してはいますので、今議員さんがおっしゃる町の職員だけではないということも、原因者が町と田んぼを管理している方の水が出っ放しで常に道路がぬれた状態で滑って転んだということでしたので、その方も一緒に示談まで交渉には行っていますので。ただ、こういったことで今後大きくなって来た場合に、もちろん町の顧問弁護士もおりますし、その保険会社の弁護士もおりますので、そういったことの中での協議をやっていくとは思いますが。できれば町も、今おっしゃったように職員によって相手はどう受けとめるかというのもあるかと思えます。その辺のところを保険会社のほうで交渉もやっていただけるのかどうか、この辺もちょっと確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も何度も言うようなのですが、板倉町のいろんな相談をいただきます。それは法的に解決しなければならないという相談は、私もその方と一緒に弁護士さんのところへ参ります。そして、きちっと弁護士さんからその方にいろいろアドバイスとか、そういうことをしていただくのです。そうしますとやはり受けた方の思いというのが、わかりやすく説明していただけますので、これが成立する

かしないかというのを本当に感じるのです。本当にこれが、小さなことですからいいですけども、もしこういうことが大きなことに拡大して、やはり職員の皆さんも何となくやりづらいという面があったりしても大変ではないかなと思うのです、こういうのが増えてきたりした場合に。そこを私もちよっと心配をしております、やはりきちっと専門家の方に被害者の方も話していただければまた違うと思いますので、なかなか忙しいのしょうけれども、でも一応板倉町も顧問弁護士がきちっとおりますので、その方に支払うのは30万がいいのか悪いのかということもありますけれども、ある程度、きちっと弁護士もお願いをしているのですから、やはりそういう形にもフルに働いていただくというか、そういうことも大事ではないかなというふうに、それはこちら側を守るという点でも、職員の皆さんを守るという点でも私は大事なことでないかなというふうに思っております。

これで以上です。答えは結構です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

市川初江さん。

○6番（市川初江さん） 6番、市川です。何人かの議員さんがお話ししたとおり、私も同感でございますけれども、ここに書いてございますけれども、道路がぬれていてコケが生えていたため転倒したと。これが町側の落ち度になるのかというのが、この言葉自体読んだだけでもクエスチョンマークではないかなと私は思っているのです。こういうことを取り上げたならば切りがなくたくさんいると思うのです。道路がぬれていてコケが生えていて転んだ。町側が責任とらなくてはならない。たとえ0.幾つでも責任とるということが私は大変不公平な取り上げ方かなと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 道路の管理上の問題もあると思うのですけれども、今回コケが生えていて滑ったということであるのですけれども、できるだけ道路管理者として維持管理なり、あるいはパトロールですか、そういうものを強化してなるべく事故が起きないようにしていきたいと思うのですけれども、いろんな小さいものから大きいものまで事故の関係は出てくると思うのですけれども、なるべく維持管理に努め、あるいはまた事故の内容によっては今後適切な対応をしていければというふうに思っています。

○議長（塩田俊一君） 市川初江さん。

○6番（市川初江さん） もちろん住民の安全はしっかりと行政側でも整えていかなくてはならないわけでございますけれども、ぬれていたということも、隣の田んぼの水が流れていたわけで、それでぬれていたわけでございますよね。コケが生えていたって、どのくらいコケが生えていたのですか。全面的に生えていたのですか。そこら辺もちょっと私はどうなのかななんてちょっと不思議だなと思うのですけれども。コケが端に生えていた。コケって端のほうに生えますよね。真ん中のほうになんか生えないでしょう。ちょっと説明してください。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、事故発生当時の担当課長という立場でお答えをさせていただきます。

ここの水でぬれた原因は、道路わきの陸田から田んぼの水がずっと流れ出していたと。多分、耕作者にいろいろ聞いたのですが、パイプラインの蛇口をあけっきりにしておいたらしいのです。毎日水が流れ続けているような状態です、ですから陸田が高いところであって道路がありまして、その道路を横断する形で水が流れ続けていたと。ですからある部分、全面に近い範囲でコケが生えてしまったという状況でした。

もう少し申し上げますと、けがをされた方から役場に連絡がありました。それと、水が流れていたというのは要するに陸田の水管理の不足ということもあろうかということで、とりあえずけがをされた方のお宅に職員行かましていろいろ状況を聞いてきました。その時点では何とか補償してもらえないかという相手側からの発言がありまして、実際にはこの案件が補償の対象になるかどうか、その辺につきましては、当然顧問弁護士もおりますので、原因者としては水管理が不十分であった方もいるという中で、これが道路管理上対象になるかどうか、それは相談をいたしました。

そのときの弁護士の回答としては、全然責任がないとは言い切れないけれども、本人にも注意義務が当然あるよということで、こういった事例については多分自治体とすれば保険に加入をしているはずだから、保険が給付可能かどうか、そういったものもよく相談をなさないと。拒み切れるかどうかといいますと、これは相手の考え一つでありますから、町の過失を問うて当然訴訟というケースも考えられないことではないと。ただ、それが当事者にとってプラスになるかどうかはわからないよと。ですから、これはあくまで本人の判断に尽きるのだということでありまして、そういう中で保険会社に当時の総合政策課を通じましていろいろ相談をしてきた結果が今日皆様方に審議をお願いしているような内容であらわれてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 市川初江さん。

○6番（市川初江さん） ご事情はよくわかりました。でも普通、もちろん管理不足、いろいろありますよね。コケが全面的に生えていたと。そうすると、その人が一人転んだのですか。そのほかにも転んだ人がそれだったらいるのではないかとちょっと察しられますよね。役場に問い合わせた人にはそういうことをしっかりと対応して、取り上げない人はそれまでで自分の過失ですから自分で治すと。大体そっちのほうが多いわけですがけれども、本当にごく一部の人をこのことを取り上げたとして、そうしますと、それがこういうことでお金をもらったよとなると、本当に青木議員さんが言うように日常茶飯事そういうことはたくさんあると思うのです。ですから本当に慎重にこれを通していいものかどうかは考えていかななくてはならないのかなというふうに私は今現在思っております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 全然違う話をさせていただきますが、私は常々、自分の支持者、例えば町会議員時代、行政とは冷たいものであると。自分の隣の道の庭先、いわゆる出口に穴っぽこが、先ほど言った公道であっても、穴があいていても一番それを感じた人が届けなければ行政にはわからない。完璧ではないと。したがって、住民は自分を守るためにまずやるべきことは権利の主張である。いわゆる声を出してください。ここに困ってるんですよというものを outsake なければ知りようがないという話をよくさせていただきます。だから役場といえど、相手がだれであろうが、自分が困ったら、事情はどうであれ、結果がどうであれは別と

して声を出したほうがいいですよというようなことをよく6年間の議員生活の中で述べさせていただきました。

いわゆる公平性を考えれば声を出さない人と出す人が当然いる中でいかなものかというただいまの市川議員の論議も、あるいは青木議員の論議も十分慎重に、あるいは尊重してすべき問題だと思いますが、すべてそういった形でということは非常に不可能でございますので、こういったケースについてまず申し立てをする人、しない人も当然出ますし、また今の常識では、ある意味では、大きい声で言うてはいかがかと思いますが、本当にごくまれな方が申し立てをします。でも、それもいわゆる権利の主張でありますから、その正当性を保険会社とかいろいろな手段を使って出した結論でございますので、法的な、あるいは民主的な、また民主主義というのはそういうものでございまして、権利を十分主張をすべきというのが根幹にありますから、そういう意味で逆に今義務が果たされていないといういわゆる民主主義の欠点も強く批判をされる世の中でございますが、ケースとしてはやむを得ないケースだろうと。まれなケースととらえるべきではないか。

しかし、先ほど青木議員さんが言うように、これからどんどん、どんどんそういう時代に、アメリカはまさにそういうことですので、総合的にこういったものをどういうふうに対応していくべきかということも、ひとつそういう意味での大きな内部のガイドライン的なものを検討する必要もあるだろうということでもあります。かといって内部のガイドラインから見てあなたは悪意の申し立てか、申し立てのような感じがするとか、それは一方的に言えないということもあります。多分そうなるだろうと思っておりますので、やっぱりその時点で専門家の判断をいただきながら、町で対応すべきもの、対応できないものをしっかりと法的根拠のもとに対応していくということになるだろうと思っております。

そういうことで今回については正当な申し立てを一応したと。しない人もいるのですよ、それは大多数の人は。でも、その人にとっては正当な権利を主張し、それを法的に、あるいは専門機関を通して分析をされた結果、加えて保険制度も備わっているということですから、というアドバイスのもとに、しかも役場の中ではいわゆる身も痛まないという総合的な判断の中での支出ということでご理解をいただきたいと思いますが、議員さんの判断にお任せをします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） この案件につきましては、道路管理者である町の責任範囲がどこまで及ぶのかという、そういったものを問う案件かと思うわけでありまして。私もこのことについて先回も説明をされたときにどうもこれでいいのかということでおったのですが、この種の事故は本人の注意義務によって防ぐことのできる事故というふうに私は考えるものであります。1つ心配なのは、今後寒さも加わって雨や雪など降った後、朝凍結という事態が生じるわけでありまして。そのときに塩カルなどで全町内の道路をすぐ対応すればいいのですけれども、実際にはそれは全町道を塩カルするというのは本当に大変だと思うのです。そういった折に子供が自転車で転倒した、あるいは先ほどからありますようにいろんな事故が心配されるわけでありまして。そういった折にこういった判断がされた場合に及ぼす影響というのは非常に大きいのかなというふうに思うわけです。ですから、今回は先ほどから出ておりますように町の負担といいますか、割合が0.05ということでほとんどないに等しい状況ということでもありますからいいのですけれども、先ほど申し上げました凍

結が起きたときに転倒し、あるいは歩いて転んだ場合も含めてそういった請求があった場合に町の責任はどうかという事態になるのではないかなというふうに思うのですけれども、いずれにしてもそういった意味で慎重な対応をお願いしたいと思いますけれども、その辺でさらなる町長のコメントがあればひとつお願いします。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まさに例えばこういったものがどういう面に波及するかという意味で端的に思い浮かぶのは、例えば今野中議員さんご指摘のような雪とか朝方の結氷、氷とかですが、今回と大きな違いは、いわゆる道路に対する原因の原因者が自然でなくて特定な農家ということに加えて、それを放置をしていた公道にと、そういう違いがあるやの判断だろうとも受けとめております。雪において例えばそういった申し立てがあったときに、では町がどういう反応をするかというのはこれと同じではないということも十分考えられます。したがって、すべてケース・バイ・ケースになると思いますし、いずれにしてもこういったものがより安易に申し立てが行われるような状況にならないように議員様方の指摘するところを十分配慮して、こういったガイドラインがつかれるか、後々知恵でもかしていただきながら、本当に困ってしまうので、いわゆる訴訟社会が先進国を見ればはつきりしておりますので、同じ悩み、あるいは同じ目的に沿ってこれからもガイドラインをつくっていきたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどをお願いしたいと思います。もっともだと思っております。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番の延山です。先ほど議員さんのいろいろな方から話が出ました。もっともだな、そんなふうに思うのですけれども、今回の案件につきましては、町の管理責任というものは当然ある中で、本人もいた、要するに耕作者がいたということを含めて弁護士さん協議の結果5%ですか、これが妥当だろうというような数字が出たということは、今回責任を町としても当然果たすべきと、そんなふうに思います。以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第82号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○発議第2号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、発議第2号 ハッ場ダム建設推進を求める意見書の提出についてを議題とし、事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局朗読]

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

意見書の内容は、議員各位にも十分理解されるものであり、会議規則第38条第2項の規定により説明を省略したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 以上で議事のすべてを終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどは全議案、原案どおり通していただいたということで、まずお礼を申し上げますが、特に82号でしたか、については本当に難しい問題でございまして、特に貴重なご意見をちょうだいいたしました。まさに権利を主張し、訴訟社会がご指摘されるように目前の中で、この問題だけでなく、いろんな分野でさまざまな微妙な問題が公然と主張されるような、そういった時代にも入っているというようなことも事実かもしれません。しかし、それとともに、そういう時代だからこそ個人の主張を封じることには相反する主義の中で私どもは生きているわけですので、法的な問題を十分かんがみながら対処していきたいというふうにも思っております。

今後とも貴重なご審議をいただきますようお願いを申し上げ、今日の審議に心から感謝を申し上げ、また今日は82号議案については全員の賛成ではございませんでしたが、むしろ議会の中でかんかんがくがくの議論があった結果としてのという形を見たときに、むしろ多数という結果が、賛成多数でも本当は1つぐらいの形でもよろしかったというふうにも、それが真剣に取り組んだというあかしにもなろうかと思っておりますので、

非常にいい結果を出していただいて心から感謝をしたいと思っております。ありがとうございました。また引き続きこの後お世話になりますが、よろしく願いいたします。

○閉会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上をもちまして平成21年第5回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時23分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成22年2月1日

板倉町議会議長 塩 田 俊 一

①署名議員 青 木 佳 一

②署名議員 川 田 安 司

